

令和四年度

国際平和協力法規集

内閣府国際平和協力本部事務局

は し が き

- 一 この法令集は、国際平和協力法（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律）を始めとして、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動への協力業務等の事務に携わる者にとって必要と思われる法令等を収録したものである。
- 二 その使用に際して必要が薄いと思われる附則は、紙面の制約から掲載を省略した。また、関係法令は、必要な条文のみを抄録して掲載した。
- 三 この法令集は、令和四年十二月一日現在をもって編集した。

令和五年三月

内閣府国際平和協力本部事務局

○内閣府設置法（抄）……………二八〇
 ○国家行政組織法（抄）……………三〇〇
 ○外務省設置法……………三〇二
 ○防衛省設置法……………三〇七
 ○行政機関の職員に関する法律……………三三九
 ○国家安全保障会議設置法……………三四三
 （昭和六一年法律第七一号）

第三章 国際平和協力業務

第一節 設置等政令

○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令……………三四九
 （平成二三年政令第三四五号）
 ○シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令……………三五三
 （平成三一年政令第一四八号）
 ○ウクライナ被災民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令……………三五六
 （令和四年四月政令第百八十六号）

第二節 実施計画（国会報告事項）

○カンボディア国際平和協力業務実施計画……………三五八
 （平成四年九月八日閣議決定）
 ○ゴラン高原国際平和協力業務実施計画……………三六二
 （平成七年一月二日閣議決定）
 ○東ティモール国際平和協力業務実施計画……………三六六
 （平成一四年二月一日閣議決定）

○ネパール国際平和協力業務実施計画	……………	(平成一九年三月二七日閣議決定)	三七〇
○ハイチ国際平和協力業務実施計画	……………	(平成二二年二月五日閣議決定)	三七三
○南スーダン国際平和協力業務実施計画	……………	(平成二三年一月一日閣議決定)	三七七
○シナイ半島国際平和協力業務実施計画	……………	(平成三一年四月二日閣議決定)	三八一
○ウクライナ被災民救援国際平和協力業務実施計画	……………	(令和四年四月二八日閣議決定)	三八四

第三節 実施の状況及び結果 (国会報告事項)

○カンボディア国際平和協力業務の実施の結果	……………	(平成五年一月二日)	三八七
○ゴラン高原国際平和協力業務の実施の結果	……………	(平成二五年五月二八日)	三九七
○東ティモール国際平和協力業務の実施の結果	……………	(平成一六年七月三〇日)	四〇六
○ネパール国際平和協力業務の実施の結果	……………	(平成二三年四月八日)	四一四
○ハイチ国際平和協力業務の実施の結果	……………	(平成二五年五月二八日)	四二〇
○南スーダン国際平和協力業務の実施の結果	……………	(平成二三年二月二〇日)	四二七
○シナイ半島国際平和協力業務の実施の結果	……………	(令和元年一月二日)	四三三
○ウクライナ被災民救援国際平和協力業務の実施の結果	……………	(令和四年八月五日)	四三七

第四章 隊員の人事・給与・処遇

○ 国家公務員法（抄）	……………	（昭和二年法律第一二〇号）	……………	四四三
○ 職員の任免（抄）	……………	（平成二十一年人事院規則八一—二）	……………	四八一
○ 一般職の職員の給与に関する法律（抄）	……………	（昭和二十五年法律第九五号）	……………	四九七
○ 国家公務員退職手当法（抄）	……………	（昭和二十八年法律第一八二号）	……………	五三六
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（抄）	……………	（昭和二十七年法律第二六六号）	……………	五五三
○ 国家公務員災害補償法（抄）	……………	（昭和二十六年法律第一九一号）	……………	五九三
○ 職員の災害補償（抄）	……………	（昭和四八年人事院規則一六一〇）	……………	六一一
○ 国際平和協力隊の隊員賞しゅつ規程	……………	（平成二六年内閣府訓令第三八号）	……………	六一七
○ 国際平和協力業務に従事する者に対する特別ほう賞実施要領	……………	（平成四年九月八日閣議決定）	……………	六二一
○ 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（抄）	……………	（昭和四五年法律第一一七号）	……………	六二三
△ 参考▽ 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律	……………	（平成七年法律第一二二号）	……………	六二五
第五章 職務執行・武器使用				
○ 刑法（抄）	……………	（明治四〇年法律第四五号）	……………	六二九
○ 警察官職務執行法	……………	（昭和二十三年法律第一三六号）	……………	六三四

第六章 緊急援助・物資協力

第一節 関係法令

- 国際緊急援助隊の派遣に関する法律……………(昭和六十二年法律第九三号)……………六三九
- 財政法(抄)……………(昭和二十二年法律第三四号)……………六四四
- 物品管理法(抄)……………(昭和三十一年法律第一一三号)……………六四五
- 物品管理法施行令(抄)……………(昭和三十一年政令第三三九号)……………六四六

第二節 閣議決定

- 国際連合南スーダン共和国ミッション(UNMISS)に係る物資協力の実施について……………(平成二五年一月二三日閣議決定)……………六四七
- 国際連合南スーダン共和国ミッション(UNMISS)に係る物資協力の実施について……………(平成二六年三月一日閣議決定)……………六四八
- 国際連合南スーダン共和国ミッション(UNMISS)に係る物資協力の実施について……………(平成二九年五月一六日閣議決定)……………六四九
- 南スーダン共和国における政府間開発機構(IGAD)の活動に係る物資協力の実施について……………(令和元年一月二〇日閣議決定)……………六五一
- ウクライナ被災民に係る物資協力の実施について……………(令和四年四月一日閣議決定)……………六五二

第七章 国際法規

- 国際連合憲章及び国際司法裁判所規程(抄)……………(昭和三十一年条約第二六号)……………六五三

第八章 その他

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律	六七三
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（抄）	六九二
	（平成一一年法律第四二号）
	（平成一二年政令第四一号）